

第1章 すこやかで安心できる暮らしのために 〈保健・医療・福祉 分野〉

▶1 保健・医療

現状と課題

すべての住民の心もからだも健康であることが何より大切であり、社会そして、まちづくりの根幹となるものです。「保健」「医療」「福祉」のそれぞれが大きな役割を担っており、相互に連携をしながらそれぞれの充実を図っていくことが重要です。

本町では、保健センターを住民の健康づくりの拠点として、町医師会・町歯科医師会・南奈良総合医療センターなど医療機関の協力を得て、県・保健所等関係機関や庁内各部署と連携して保健事業を実施しています。

健康増進事業では住民の生涯を通じた健康づくりを目標として策定した健康増進計画に基づき、がん検診、健康相談、健康教育、保健指導等を実施し、生活習慣改善や疾病の予防から健康寿命の延伸をめざしています。これらの他、ヘルスサポーター^(*)とともに健康イベントの開催や啓発を行い、住民自ら健康をめざすことができる健康なまちづくりに取り組んでいます。

母子保健事業では、母親が安心して出産し、子どもがすこやかに育つために、健康診査や訪問指導、各種教室、予防接種等を実施しています。

しかし、国・県と比較して町の健康寿命は短く、がん検診などの受診率が低いといった問題があるのが現状です。今後さらに高齢化が進み、生活習慣病の増加や介護期間の長期化が予測されることから、死亡や要介護状態の原因となる疾病のうち予防可能なものを改善・早期発見し、必要により適切な医療へつなげることが重要な課題です。このような中、医療保険や介護保険の制度を持続可能にするためには、医療及び介護給付費の抑制が必要です。給付費の抑制には、疾病予防、重症化予防が必須であり、生活習慣病対策や予防医療の充実を図る必要があります。また、健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸にもつながるので、健康意識の機運を高めることが重要です。

母子保健分野では、少子化に加え、生活習慣の変化や育児不安、虐待など、子どもと家族の環境や問題も多様化しており、妊娠期から各関係機関や地域が連携し、継続して関わる体制づくりが必要です。

主要施策

(1) 保健の推進

保健センターを住民の健康に関する拠点施設とし、健康づくり活動への支援を行います。

町のヘルスサポーターの養成に努めながら、ともに健康寿命を延伸するため、生涯を通じた健康づくりを進めます。

乳幼児期から生涯の健康づくりを見据え、正しい生活習慣を獲得できるよう、健康診査や教室等で保護者への啓発活動を実施します。

高血圧や糖尿病などの生活習慣病について、健康教室や保健指導、広報などで周知し、住民が食生活、運動、睡眠、ストレス解消など生活習慣改善に取り組めるよう支援します。

たばこが健康に与える影響を啓発し、禁煙をめざす人を支援するとともに、受動喫煙から特に子どもを守る環境づくりを進めるなど、住民と一体となってたばこ対策に取り組めます。

特定健康診査の受診勧奨を行うとともに、がん検診をはじめとする様々な病気の早期発見・予防を目的とした検診の実施と受診率の向上に取り組めます。

住民と協力してゲートキーパー（「命の門番」^(*)）を養成し、こころの相談窓口として情報を提供します。

（2）医療の推進

南奈良総合医療センターを核とした医療体制の充実を図り、現状の休日夜間一次救急体制を引き続き要望するとともに、医師会と連携を図りながら、今後の休日夜間一次救急体制のあり方を検討します。

住民がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らすために地域包括ケアシステムの構築（医療・介護の連携強化、病診・介護連携）を進めます。

（3）関係機関等との連携

町医師会・町歯科医師会・南奈良総合医療センターなど医療機関と連携し、保健事業を実施します。また、県・保健所等の行政機関と連携し、広域的な情報を得ながら効果的な事業実施を進めます。

福祉事務所、保健所、こども家庭相談センターなどの県の機関、高齢者については地域包括支援センター、障がいのある方については相談支援事業者など、必要な機関と協力して支援が必要な方のサポートを継続します。

（4）相談体制の充実

関係機関と協力し、子ども、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、経済的事情等の様々な悩みを抱えている人に対応した相談を行います。

保健センターでは、住民の身近な相談窓口として、保健師や栄養士等が乳幼児から高齢者までの健康に関する相談に応じます。

（5）保健センター等の整備・充実

各種保健事業の実施場所であるとともに、身近な健康相談の場として、また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないワンストップサービスの窓口や赤ちゃんから高齢者まですべての方がふれあえる場として、住民の健康を支援する機能を集約した・多世代交流の拠点とした新たな保健センターを整備・充実していきます。

成果指標

(6) 医療費の助成

子ども・障がい者・ひとり親家庭等に対して医療費の助成を継続します。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
国民健康保険特定健康診査受診率	%	17.4	30
胃がん検診受診率	%	4	7.1
大腸がん検診受診率	%	9.2	21.2
肺がん検診受診率	%	5.1	8.9
子宮がん検診受診率	%	14.6	21.1
乳がん検診受診率	%	18.5	21.6
成人の喫煙率	%	17.8	13.4
健康教育参加者数	人/年	177	230
ゲートキーパー ^(*) 養成講座開催回数	回/年	2年に1回	毎年
ゲートキーパー養成講座受講者数	人/年	24	31
健康寿命(65歳平均自立期間) 奈良県内順位	位	男性 29 位 女性 38 位 (平成 26 年度)	男性 24 位 女性 33 位
予防接種の接種率(高齢者)	%	47.1	60
予防接種の接種率(乳幼児)	%	77.8	85



▶ 2 子育て支援、少子化対策

現状と課題

平成 28 年 4 月に開院した南奈良総合医療センターでは、奈良県立医科大学付属病院と連携したサテライト妊婦・産婦健康診査が実施されています。町内での健康診査受診が可能になり、妊婦が健康診査を受けやすい医療体制が拡充しています。

保健センターでは、乳幼児健康診査や新生児訪問などの母子保健事業を実施し、母子の心身の健康に関する支援を行っています。妊娠期からの関わりとしては、妊娠届時の保健師面談や妊婦健康診査、マタニティ教室を実施しています。今後はさらに、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うため、妊婦への顔のみえる関係づくりや親子に関わる関係機関のネットワークづくり、子育てを地域で支えるまちづくりが必要です。

また、町内には、町立保育所が 2 箇所、民間保育所（園）が 2 箇所、民間認定こども園が 1 箇所設置されており、未就園の子どもとその保護者を対象とした地域子育て支援センターを民間保育所（園）に委託し設置しています。すべての小学校に隣接した専用の学童保育施設（プレジャーーム）を設置し、子育て支援の充実を図っています。町立児童センターでは、子どもが主役の活動を進めています。

食育に関しては、大淀町食育推進計画に基づいて各関係機関や団体と連携をとりながら推進していますが、今後は、町全体の取り組みをさらに拡充していく必要があります。

その他、児童虐待が深刻化しています。本町では子どもの伸びやかな成長を図るため、要保護児童対策地域協議会を軸にした取り組みを進めています。長期にわたる見守りと支援の体制を充実させなければなりません。

また、子どもの人権擁護の視点から児童虐待防止啓発の充実が求められています。

主要施策

（1）安心して生み育てられる環境の整備

産前においては妊婦健康診査の補助券発行を継続し、産後は健康診査、相談、教室などにより、母子ともに心身両面からの指導、支援を進めます。

0 歳児保育、延長保育及び病後児保育を実施するとともに、学童保育施設（プレジャーーム）の運営を実施します。

（2）心身をすこやかに育む支援体制の充実

健康な生活習慣の基本として、乳幼児健康診査や相談、離乳食講座等で食育の指導・支援に努めます。また、栄養教室や料理教室において、郷土料理や地元食材を使用し、地元料理による食育の内容の検討を行います。

図書や読書を通じての乳幼児の子育て支援（ブックスタート・おはなし会等）を継続して実施します。また、図書館を拠点とした子育て事業の内容を

検討します。

思春期から命の大切さを学ぶことができるよう、学校と連携した思春期教育の実施をめざします。

(3) 子育てにかかる意識の啓発並びに情報提供の充実

妊娠期から子育てを行うイメージづくり・意識の向上のため啓発及び情報提供を進めます。

各種教室や健康診査時において、保護者が子育てに関心を持てる研修の実施を検討します。

(4) 相談・支援活動等の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的なサービスを充実し、母子に関わる関係機関が連携して、妊娠・出産・子育てを支援します。

母子保健事業では、妊娠届出時から保健師・栄養士等が関わり、妊婦健康診査や訪問、乳幼児に対する新生児訪問・乳幼児健康診査・健康相談などを実施し、子どものすこやかな成長発達と子育てを支援します。

育児、子育て、健康、医療、児童虐待、ドメスティクバイオレンス^(*)、障がい、不登校、いじめ、非行など子どもに関する相談に対し、児童相談専門員・保健師等による相談体制を強化します。また、社会全体で子どもの人権を守る意識を高めるための啓発を進めます。

発達支援や育児支援が必要とされる子ども及び保護者に対し、引き続き家庭支援推進保育士・保健師等による家庭訪問を行うなど、相談活動を通しての家庭支援を行います。

要保護児童対策地域協議会を中心にして、児童虐待根絶に取り組みます。

若者の希望をかなえるために、婚活支援や出会いのサポートに取り組みます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
母子手帳発行時の保健師による面談	%	87.8	100
妊娠期ケアプランの作成・実施	—	未実施	実施
思春期教室実施数	校/年	—	2
学童保育施設(プレジャーーム)の運営数	箇所/年	3	3
学童保育施設(プレジャーーム) 受入率	%	100	100
ブックスタート事業実施回数	回/年	—	12
おはなし会実施回数	回/年	6	8
一時保育を実施している保育園数	箇所/年	3	3
離乳食講座の開催回数	回/年	24	36
保育所入所待機児童数	人	0	0
子育てガイドブックの発行	—	未実施 (平成 28 年度)	実施

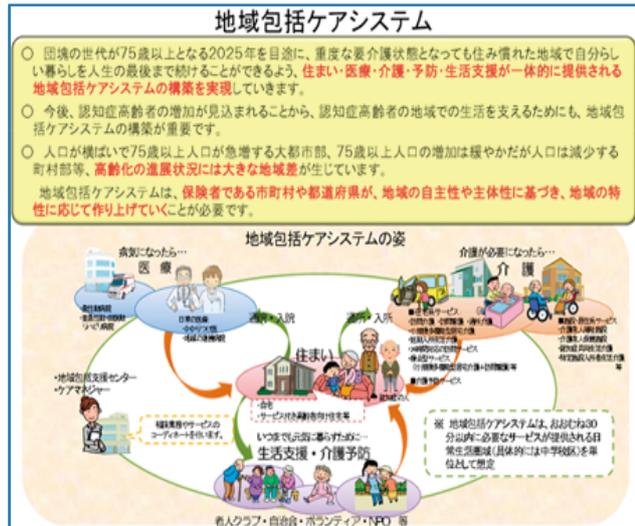


▶ 3 高齢者福祉

現状と課題

本町の総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、平成 27 年度で 27.6%となっている中で、高齢者がいつまでもすこやかにいきいきと暮らし、これまで培った知識や経験を活かして地域で活躍し、生きがいを見出してもらえるような施策を進めていくことがさらに重要となります。本町においても、実情にあった「地域包括ケア」の仕組みづくりに向け、現在取り組みを進めています。

高齢者の介護や生活支援に関しては、高齢者人口の増加に伴い介護サービス等の需要増加や給付費の拡大が予測される中で、介護保険制度が大幅に改正されました。本町では、平成 26 年度に第 6 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（平成 27～29 年度）を策定しました。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で住み続けられるよう、地域全体で支えていくことができるよう地域包括ケアシステムの構築が必要になります。



主要施策

(1) 高齢者の元気づくりの推進

自立生活支援の推進を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。また、配食サービス、福祉タクシー等の町の単独事業を継続するとともに、買物弱者、移動弱者が安心して生活できるよう、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう支援します。

介護予防の取り組みとして、生活習慣病や疾病の重症化を予防し、健康寿命の延伸を目的として、後期高齢者健康診査や特定健康診査、特定保健指導を実施します。また、若い世代から将来の介護予防を視野に入れ、生活習慣改善のための教室を開催するなど、健康増進・健康づくり事業を充実します。

高齢者の生きがいづくりや活躍の促進を図るため高齢者ふれあい活動センターの継続的な活動を充実させるとともに、高齢者学級活動をはじめ人権学習講座、文化講座、交通安全講座、生きがい学習講座、スポーツレクリエーション、社会見学等の活動を充実させます。また、一人暮らし高齢者の集まれる場所や機会の整備の検討やアクティブシニア（元気高齢者）のまちづくり活動の参加支援を検討します。

(2) 高齢者の地域生活を支援する体制の確立

地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアシステムの実現に必要な地域包括ケア会議等の開催やルールづくりを検討し、また、自治組織等を含む多職種連携を推進します。

認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行うために、社会福祉協議会と連携し、関係機関・団体・企業と見守りネットワーク（大淀町高齢者地域見守り協定事業）^(*)の強化を図ります。また、認知症対策の取り組みとして、認知症サポーター^(*)養成講座の開催や認知症カフェ、さらに地域サロンの活性化と未実施地区への開催・定着を支援します。

介護サービスの充実を図るとともに、質の向上と適正利用の促進を進めます。

(3) 相談・支援活動の充実

地域包括支援センターの安定的な運営を行うとともに、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等と協力し、高齢者に関する相談について適切な支援を行います。

高齢単身世帯や高齢二人暮らし世帯の不安を解消するため、あらゆる相談を受けられる体制づくりにさらに取り組みます。

生活習慣病予防のため、健康教室や健康相談を実施します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
要介護認定率	%	18.8	20 (平成 32 年度)
介護予防リーダー養成数	人	—	100
後期高齢者健康診査受診率	%	13.6	15
緊急通報装置	台	220	250
緊急通報装置 設置率	%	100	100
配食サービス	人/年	300	350
配食サービス 提供率	%	100	100
ちいきふれあいサロン開催地区数	箇所	19	30
認知症サポーター養成講座受講者数 (累計)	人	353	530
老人クラブ会員数	人	2,140	2,200
地域包括支援センター総合相談実数	件/年	255	300

▶4 障がい者（児）福祉

現状と課題

障がい者（児）福祉に関しては、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。障がい者（児）の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策に取り組むことを理念として掲げています。本町では、この法律の基本理念並びに趣旨、国が定める基本指針に則して、障がい者の地域移行と地域での安心な生活を保障するため、平成26年3月に「大淀町第2次障がい者基本計画」、平成27年3月に「大淀町第4期障がい福祉計画」を策定し、諸施策の推進を図っています。

また、障がい者（児）の人権については、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。障がいの有る、なしにかかわらず、差別の撤廃とノーマライゼーション(*)の観点から啓発を進めています。また、NPO法人との連携により、特別支援学校生徒の体験学習の一環として各種イベントにスタッフとして受け入れ、生徒の社会参加や住民交流を支援する取り組みを進めています。

その他、保健センターにおいて、疾病や身体面・発達面の障がいの早期発見・早期対応を目的として乳幼児健康診査や健康相談を実施しています。

発達面の障がい疑われた時は、発達相談員や保健師が教室・個別発達相談で発達を確認したり、保護者への支援を行ったりして、必要があれば医療機関などへつなげます。南和地域においては、専門医療機関や訓練機関が十分とはいえ、今後は、行政と医療機関・関係機関が連携して、支援体制を充実していくことが必要です。

主要施策

（1）相談・情報提供・支援体制の充実

相談支援については、民間事業者等の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図るとともに、相談支援従事者研修の受講を促進し、相談支援専門員の育成、確保に努めます。

保健センターでの乳幼児健康診査や健康相談と関連して、保健師が保育所（園）・幼稚園・療育教室を訪問し、保育士等と連携して、障がい児の成長発達と家族の支援を充実します。

（2）障がい児への支援（就学等への支援）

障害福祉サービスの円滑な実施、また、障がい児の発達促進や機能回復、保護者への相談などのため、地域療育教室（指導員により障がい児の機能回復訓練を実施する教室）を継続します。

各保育所（園）、認定こども園での障がい児保育を実施します。
適応指導教室の設置・運営、特別支援教育の充実を図ります。

(3) 障がい者の生活支援・自立支援対策の充実

障害福祉サービスの円滑な実施と質の確保に取り組みます。

心身障害者・重度心身障害者医療費の助成等、障がい者への支援を継続します

(4) 社会参画の促進と就労支援

子どもの社会参加と、その豊かな能力を掘り起し発揮する機会を作るため、特別支援学校生徒の社会体験・職場体験実習を積極的に受け入れます。

福祉施設の利用者が一般就労に移行できるよう、就労支援を行う NPO 等の支援、自立訓練施設・ハローワークとの連携など就労支援を進めます。

(5) 地域ぐるみでの障がい者福祉の充実

民生委員・児童委員や関係機関との連携のもと、障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、災害時の情報伝達、安否確認、避難支援等、避難行動要支援者の支援体制を整備します。

(6) 保健・医療の充実

保健センターでの母子保健事業として、心身の疾病・障がいの早期発見を目的に、乳幼児健康診査を継続して実施します。健康診査実施後のフォロー体制を充実し、必要に応じて医療・療育・福祉サービスなどにつなげ、すこやかな発育発達を支援するとともに家族の支援を行います。

医療機関・関係機関と連携して、障がい児支援も含め、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の充実に努めます。

(7) ノーマライゼーション^(*)の理念に基づく社会の実現

●障がい者への理解を促進する取り組み

配慮を必要とする方を対象に、「ヘルプマーク^(*)」や「ハートプラスマーク^(*)」の配布と広報を実施します。

障がいのある・なしにかかわらず、地域でともに暮らす社会をめざす人権啓発・教育の推進に努めます。

●移動しやすい環境づくり（バリアフリー^(*)化・ユニバーサルデザインのまちづくり）

社会福祉協議会における車いす移動車の貸出（有料）について広報等で利用促進を図り、障がいのある方の社会参加を進めます。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
育てにくさを感じている保護者のうち、相談先を知っているなど何らかの解決方法がある人の割合	%	4カ月児 : 85.7 1歳6カ月児 : 84.6 3歳児 : 96	4カ月児 : 100 1歳6カ月児 : 100 3歳児 : 100
障がい者相談支援事業	人/年	実人数 100人 延べ人数 760人	実人数 100人 延べ人数 760人
障がい者就労移行支援	人/年	2	4
特別支援学校生徒の社会体験、職場体験の実施回数	回/年	2	5
障がい児保育の実施	—	実施	実施
大淀町災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別避難支援計画の作成	—	未実施	実施
1歳6カ月児健康診査受診率	%	97.2	100
3歳児健康診査受診率	%	93.2	100



▶5 地域福祉

現状と課題

平成27年3月に地域福祉活動の環境基盤整備を進める地域福祉計画とその整備する環境の中で実際に活動する地域福祉活動計画を一体化した「第2次おおよどアクションプラン（第2次大淀町地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定しました。地域の多様な生活課題やニーズに対応していくために、地域住民をはじめとした地域を構成する様々な主体と行政・社会福祉協議会が連携して、参加と協働によって地域福祉の向上を進めていく必要があります。

また、健康づくりは一人で実践し継続することは難しく、健康づくりを推進するためには、一人ひとりの努力はもとより、地域の力、行政の力をバランスよく機能させることが重要であり、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組みやすいよう、住民が互いに支えあう環境を整備する必要があります。

行政・関係諸機関とが連携・協働しながら、地域社会での活動の取り組みを進めています。

主要施策

(1) 支えあう地域福祉の仕組みづくり

地域に根ざした福祉活動や福祉ボランティア活動を行っている住民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援し、地域への浸透を図ります。

社会福祉協議会と連携して地域の担い手づくりを支援するとともに、サロンの継続開催ができるようサロンリーダーなどの活動リーダーの育成、福祉推進委員の設置など地域活動に必要な人材の発掘や養成支援を行います。また、フリースペースふれあい喫茶^(*)の開設や世代間交流昼食会などの取り組みの実現をめざします。

さらには、ボランティア活動に関する相談窓口の充実強化を図ります。あわせて、知識や経験を有する人材のボランティアセンターへの登録を促し、活動リーダーの育成に努め、ボランティア体験の場づくりをしていきます。

(2) 安心して暮らせる仕組みづくり

地域での見守り相談体制を強化するとともに、防災・災害時の支援体制づくりとして、個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる仕組みの構築を行います。

(3) 相談体制・情報提供の充実

必要な人に適切にアドバイスができるよう、また必要なサービスや支援を迅速に提供できるよう、地域ケア会議の充実を図り総合相談窓口の体制強化を進めます。

社会福祉協議会の社協だより等で福祉活動やボランティアに関する情報提供の充実、民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実などの活動を支援します。

成果指標

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
高齢者地域見守り協定事業 協力企業数	企業	4	10
地域とのつながりが強い方と思う人の割合	%	47.7 (平成 24 年度)	57.2 (平成 29 年度)
おおよど元気アップセミナー会員数	人	56	88
禁煙サポーター会員数	人	4	6
福祉関係ボランティア団体数	団体	27	30
ちいきふれあいサロン開催地区数	箇所	19	30
フリースペースふれあい喫茶(*)の開催日数	回/月	—	1
世代間交流昼食会の開催日数	回/年	—	6
サロン運営者研修会	回/年	1	2
福祉推進委員数	人	—	51
おおよどパイロット事業実施団体数	団体	—	1
個別避難支援計画作成地区数	地区	—	51
合同防災訓練実施回数	回/年	0	1
福祉教育講座 開催数	回/年	1	2



▶ 6 社会保障

現状と課題

国民健康保険制度について、国民健康保険関連法に基づき事業を実施しています。「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 5 月に成立しました。この法律は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずるものです。この法律の成立により、国民健康保険においては、平成 30 年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化をめざします。

後期高齢者医療制度について、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携しながら事業を実施しています。

また、介護保険制度は、介護保険法等及び介護保険事業計画に基づき事業を実施しています。平成 29 年度には、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 7 期介護保険事業計画の策定を予定しています。

主要施策

(1) 国民健康保険制度の健全な運営

国民健康保険事業の健全な運営を確保するとともに、被保険者の保健の向上に努めます。また、関係法令を遵守し、奈良県と連携を図りながら、法定給付及び保健事業を実施します。

同一疾病による重複受診、緊急時以外の時間外受診の抑制やジェネリック医薬品^(*)の利用促進に取り組むとともに、レセプト点検^(*)の実施を行うことにより、保険給付の適正化に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の健全な運営

奈良県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう努めます。

(3) 介護保険制度の適切な運営

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった住民が、自らの尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスにかかる給付と地域支援事業を実施し、住民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることができるよう努めます。

また、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムを構築します。保健医療や福祉サービスに関する施策、要介護状態となることの予防または要介護状態

成果指標

等の軽減や悪化防止のための施策、地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策と有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めます。

指標名	単位	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 33 年度)
国民健康保険税収納率（現年度）	%	94.47	95
後期高齢者医療制度保険料収納率(現年度)	%	99.44	99.5
介護保険料収納率（現年度）	%	98.75	98.8
国民健康保険被保険者一人あたりの医療費	円	333,318	382,320

